

政府の一方的な大学院政策に反対し、 大学院の真の充実をもとめる決議

昨年10月発足した大学審議会は高等教育改革の最優先事項として大学院改革をとりあげ、大学院部会を設置して検討を開始し、本年夏ごろに部会答申を提出する予定といわれる。ところがこのような大学審議会の検討の結論すら待つことなく、政府は「国立学校設置法の一部改正」を強行して、総合研究大学院大学の新設を決定し、さらに先端科学技術大学院の創設準備をすすめている。大学審議会大学院部会の検討課題のひとつは独立大学院設置のための基準の制定であるが、この設置基準の制定を待たずに政府が独立大学院の設置にふみきったことは、手続き上からいっても不当であるとともに、大学審議会の危険な役割を明らかに示すものでもある。

大学院の質的量的充実がわれわれもまた久しく要求してきたところであるが、政府はこの要求を無視して、既存の大学の大学院新設または拡充を抑制している。またこれを認める場合にも既存の組織の改組・改廃を前提とした総合研究科、連合大学院などという形態にとどめ、その一方で既存の大学以外のところに大学院のみの大学の新設を急いでいる。このことは、大学における研究教育の充実をないがしろにし、大学院・大学間の格差をいっそう拡大するのみでなく、大学院における研究教育の充実をいわゆる先端技術開発などの特定分野に局限し、わが国の調和のとれた学術研究の発展をゆがめる危険性をもつものである。さらにこれらのかたよった大学院政策は管理運営面からいっても、大学の自治、学問の自由をおびやかすものとなっている。このような、大学院政策は既存の大学のなかにも、東京大学の学院構想、早稲田大学のWIT構想など、学内にも反対の多い大学院改革構想を生み出す契機となっており、大学院改革をつうじて日本の大学全体の反動的再編がすすめられるという状況をつくりだしている。われわれは、このような一方的な大学院改革に反対し、あくまで日本の学術体制の民主的发展をもとめ、大学の自主性にもとづく大学院の質的量的充実を要求するものである。

1988年5月29日

日本科学者会議第23回定期大会